

坂井市が行う**『小規模事業者等コロナウイルス対策応援事業補助金』及び
『「安心の宿宣言」支援事業補助金』を活用する会員事業者様へ**

坂井市で、マスクや消毒液などの購入に対する感染防止対策に1／2の補助事業を実施しますが、更に坂井市商工会では会員事業者様に追加支援を致します。

追加支援の割合（金額等）、につきましては、市の補助事業への申請状況に依り商工会の予算の中で判断し、申請者に改めてご案内いたします。また、申請に必要な書類は、坂井市役所に提出した書類（交付申請書兼請求書）等の写しをもって、受付させていただく予定をしてあります。詳細が決まりましたら、再度ホームページや広報誌にて、お知らせさせていただきます。

「下請取引適正化推進月間」の講習会実施について

下請取引の適正化を一層推進するため、下請取引を行う事業者を対象に下請取引適正化推進講習会下記の日程で開催されますので、是非ご参加ください。

下請取引適正化推進講習会

開催日時	開 催 場 所	募 集 定 員
11月25日（水） 13：30～16：30	福井市手寄1-4-1 福井市地域交流プラザ（AOSSA 6階）研修室607	27名

申込方法等、詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/oct/201001.html>

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

国税の猶予制度は、一時に納税することにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度です。

猶予の要件等	令和2年2月1日から令和3年2月1日に納期限が到来する国税については、 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少しており、 ② 国税を一時に納付することが困難な場合、所轄の税務署に申請すれば、納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められます。
猶予の効果	猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。 また、申請に当たり、担保の提供は不要です
対象となる税	納期限が到来するほぼすべての税目が対象となります。 ※ただし、国税においては、印紙で納めるもの等、県税・地方税においては、証紙微収の方法で納めるものは除かれます。

詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。 https://www.ntago.go.jp/taxes/nozei/hofu_konnan.htm

障害者の法定雇用率等の改正等について

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助法の一部を改正する政令の一部を改正する政令」が公布され、法定の障害者雇用率の0.1%引き上げの時期が、令和3年3月1日に決定されました。

また、この法定の障害者雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員数45.5人以上から「43.5人以上」に拡大されることになります。

詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。



〔第 125 号〕

発 行 坂 井 市 商 工 会

本 所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

福井県ではお店やオフィス等での感染拡大防止対策の経費を助成しています**◆概要**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動を両立するため、店舗や事業所等において行う感染拡大防止対策にかかる費用を助成します。

◆支援対象

- 次の条件の全てにあてはまる企業、個人事業主、団体等
- ・業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインに基づく対策を実施している
- ・県内に所在する事業所等を拠点に事業活動を行っている
- ・福井県の「感染防止徹底宣言」ステッカーを提示している 等

**◆支援の内容**

助成額：上限10万円／事業所（下限額5万円） 助成率：4／5

※カラオケを伴う飲食店等において、歌唱する場所を限定し、その飛沫防止の仕切り等を設置した場合、上乗せあり

**◆対象となる感染防止対策**

令和2年7月30日(木)（福井県感染拡大注意報の発令日）以降に実施した、以下の対策にかかる費用が対象です

○飛沫感染対策費用 例：座席間への仕切り（アクリル板、透明ビニールシート等）の設置、行列で前後の間隔を空けてもらうために貼るフロアマーカーの購入等

○換気対策費用 例：換気扇の設置、窓を開けて換気するための網戸の設置等

○消毒・衛生管理費用 例：従業員のマスクやフェイスシールドの購入、検温のための体温計やサーモカメラの購入、消毒液・アルコール液の購入等

○非接触対応費用 例：キヤツシユレス決済用の機器（カードリーダー等）の購入、センサー付き蛇口の設置、照明等のタッチレススイッチの設置等

**◆申請手続きについて**

- 申請書類以下の①～⑦を全て提出してください。

①中小企業等における感染拡大防止対策助成金支給申請書兼実績報告書

②誓約書

③経費の算出根拠書類 レシートの写し または 納品書および領収書の写し

④全ての購入物品の使用状況と「感染防止徹底宣言」ステッカーの掲示状況が分かる写真

⑤実際に事業等を行っていることが分かる書類

・企業の場合：定款、登記簿謄本の写し 等

・個人事業主の場合：確定申告書 第1表 の写し 等

・上記に加え、営業許可等を必要とする業種の場合は、営業に必要な許可証等の写し

⑥本人確認書類（個人事業主のみ）。運転免許証、保険証、パスポートの写し 等

⑦助成金の振込先口座の通帳等の写し

2. 申請期間 令和2年12月15日(火)まで（当日消印有効）

3. 申請方法 ①申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送

②専用ホームページの入力フォームに沿ってオンライン申請

※持参による申請は受け付けていません。

(宛先) 〒910-8691 福井中央郵便局留め 福井県感染拡大防止助成金事務局 宛て

【お問い合わせ先】 福井県感染拡大防止助成金センター TEL 0776-22-3616

ホームページ：<https://www.fukui-kansentaisaku.jp/>



雇用シェア促進応援金

◆ 雇用シェア促進応援金とは？

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者が、雇用シェアによる一時的な労働移動を行うことで雇用の維持を図った場合、出向元、出向先双方の事業者に応援金を支給します。

対象	次の条件の全てにあてはまる企業、個人事業主等 ・出向元、出向先事業者のいずれかがコロナウイルス感染症の影響を受けていること ・出向元、出向先のいずれにも福井県内の事業所であること ・10月12日以降に、在籍型出向の出向契約を締結していること ・送り出した人材(受入れた人材)は正社員であること ・出向期間が1ヶ月以上であること ・出向先と出向元の事業者が、資本的・組織的関連性がないこと
応援金	5万円/人(1事業者10人まで)
申請書受付期間	人材の出向が1ヶ月を経過した日から起算して14日以内、または令和3年3月19日のいずれか早い期日
申請手続	ホームページから「申請書」を入手し、添付書類とともに郵送

【お問い合わせ先】 福井県産業労働部労働政策課 TEL 0776-20-0390
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoushien/koyoushea.html>

マル経融資ご利用下さい！

商工会では、経営を安定・向上させるための事業資金の借入について、国の融資制度である【マル経融資】の相談・斡旋を行っています。無担保・無保証人・低利の融資で、最大2,000万円までの借入が可能です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繩りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げた金利での借り入れができます。

	通常部分	拡充部分
融資対象者	6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている小規模事業者で、商工会の推薦を受けた方	新型コロナウイルス感染症により、最近1ヶ月の売上高が前年度又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方
資金用途	設備資金および運転資金	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための設備資金及び運転資金
融資限度	2,000万円	別枠 1,000万円
返済期間 (内据置期間)	運転資金：7年以内(1年以内) 設備資金：10年以内(2年以内)	運転資金：7年以内(3年以内) 設備資金：10年以内(4年以内) ※公庫の既往債務の借替も可能
利率※	1.21% (令和2年10月1日現在)	当初3年間：0.31% (▲0.9%引き下げ) 3年経過後：1.21%
利子補給	県が当初2年間支払利子額を補助 利子のうち0.5%相当分 ※地域によっては、市町よりさらに 補給される場合があります。	国が当初3年間支払利子額を補助 ※条件あり 小規模事業者(個人) 要件なし 小規模事業者(法人) 売上▲15%以上

小規模事業者持続化補助金コロナ特別対応型

◆ 持続化補助金とは？

持続化補助金は、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助するものです。

◆ コロナ特別枠の特徴

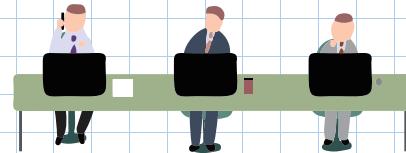
業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、定額補助（上限50万）を上乗せします。加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる業種（特例事業者）については、さらに上限50万上乗せが可能です。

◆ 対象になる取組例

- 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行う取組
- 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行う取組
- 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備する取組 等

◆ 補助額・補助率

- 補助上限額：100万円（原則）
- 補助率：補助対象経費の2/3～3/4以内



◆ 受付締切

第5回締切り：2020年12月10日(木) 必着

詳しくはホームページをご確認ください。 <https://www.shokokai-fukui.or.jp/jizokukahojojin>

経営計画作成支援セミナーを開催します！

商工会本所にて、会員の皆様が今後のコロナ禍においても事業を存続・発展させるためのポイントをテーマとした「経営計画作成支援セミナー」を開催します。新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、新しい生活様式に合わせた、新たな商品・サービス展開や営業活動の工夫が求められる状況であり、そのような取り組みに関しては多数の補助金制度による支援するものが数多くあります。新たな一步を踏み出すためにぜひこの機会をご活用ください。

下記の日時にて実施いたしますので、セミナー受講を希望される方は事業所名、受講者名を電話にてお伝えください。コロナ感染症対策のため20名を定員とさせていただき、受付は先着順とさせていただきます。

またセミナー終了後、「小規模事業者持続化補助金（コロナ型・一般型）」への申請を希望される方については個別相談にも応じますので上記と同様、電話にて受付をお願いします。

※ご予約は商工会本所にお願いします。（TEL：0776-66-3324）

- 日 時 11月25日(水) 19:00～21:00（終了後、30分程度個別相談を実施）
- 場 所 坂井市商工会 本所 2F研修ホール
- 講 師 中小企業診断士 川嶋 正己
- 内 容 コロナ禍における生き残りのための経営計画作成のポイント
- 定 員 20名

